

## 公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

### 第一 投票管理者の職務代理者の選任要件の緩和

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者の職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から選任するものとする。 (第二十四条関係)

### 第二 投票管理者の交替制に関する規定の整備

市町村の選挙管理委員会は、二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間を告示しなければならないものとする。 (第二十五条関係)

### 第三 市町村の区域が数開票区に分かれている場合における指定投票区の指定等の特例

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の区域が数開票区に分かれている場合において、天災その他避けることのできない事故により、選挙の期日に一の開票区に属するいずれの投票区の投票管理者にも不在者投票の送致をすることができない状況があると認めるときは、当該選挙においては、当該投票の送致をすることができない状況があると認める開票区 (以下「送致不能開票区」という。) 以外の開票区に属す

る投票区を指定投票区に指定するとともに、当該指定投票区の属する開票区に属する全部又は一部の投票区及び当該送致不能開票区に属する全ての投票区を特例指定関係投票区として定めることができるものとすること。（第二十六条第二項関係）

第四 選挙の期日前二日以後に市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて開票区を設けた場合における開票立会人の取扱い

一 選挙の期日前二日以後に分割開票区を設けた場合の開票立会人は、従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を、所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区の開票立会人に選任しなければならぬものとする。こと。（第七十条の四関係）

二 選挙の期日前二日以後に数市町村合同開票区等を設けた場合の開票立会人は、従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、十人を超えないときは直ちにこれらの者を、十人を超えるときはこれらの者の中からくじで定めた者十人を、当該数市町村合同開票区等の開票立会人に選任しなければならぬものとする。こと。（第七十条の五関係）

三 選挙の期日前二日以後に従前の開票区の区域を分けてそのそれぞれの区域を他の従前の開票区の区域

と合わせた区域に二以上の数市町村合同開票区を設けた場合の開票立会人は、次のとおり選任しなければならないものとする。 (第七十条の六関係)

1 所属選挙人名簿登録者が最も多い数市町村合同開票区においては、数市町村合同開票区の区域に分かれることとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者及びその区域の全部が当該所属選挙人名簿登録者が最も多い数市町村合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、十人を超えないときは直ちにこれらの者を、十人を超えるときはこれらの者の中からくじで定めた者十人を、開票立会人に選任しなければならないこと。

2 その他の数市町村合同開票区においては、その区域の全部が当該数市町村合同開票区に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を開票立会人に選任しなければならないこと。

四 選挙の期日前二日以後に分割開票区及び数市町村合同開票区等を設けた場合の開票立会人は、次のとおり選任しなければならないものとする。 (第七十条の七関係)

1 分割開票区においては、当該分割開票区の区域が属していた従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を開票立会人に選任しなければならないこと。

2 数市町村合同開票区等においては、その区域の全部が当該数市町村合同開票区等に属することとなる従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を開票立会人に選任しなければならないこと。

## 第五 施行期日等

一 この政令は、令和元年六月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙については、なお従前の例によるものとする。（附則第二条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。